

---

プロジェクト IFRS 関連

項目 IFRS 適用課題対応専門委員会の設置

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、「IFRS適用課題対応専門委員会」の設置について、ご審議いただくことを目的として作成している。

## II. 背景

### IFRS解釈指針委員会の議論を適時にフォローする体制整備の必要性

2. 国際会計基準審議会（IASB）は、最近、概念フレームワークの見直しに関するプロジェクトを除き、将来の基準開発に向けたリサーチ活動と現行基準の維持・管理に関する取組みに対して、より多くのリソースを割くようになってきている。
3. また、IFRS解釈指針委員会において審議された項目について、年次改善プロセスや別個の限定的な見直しのプロジェクトを通じて、基準改訂がなされることが多くなっている<sup>1</sup>。さらに、わが国において、IFRSの任意適用が拡大している中、IFRS解釈指針委員会より公表される解釈指針や照会された論点を取り上げるか否かに関する却下通知は、IFRSの任意適用企業における会計実務に少なからぬ影響があると考えられる。  
(IFRS解釈指針委員会による論点の取り上げの決定に関するプロセスについては、別紙1を参照いただきたい。)
4. こうした中、当委員会としては、IFRS解釈指針委員会における議論への対応について、新たな枠組みを構築する必要があると考えている。

### わが国におけるIFRSの適用上の課題に関する対応

5. 上記に加え、最近のわが国におけるIFRS適用企業の増加等を踏まえ、わが国におけるIFRSの適用上の課題についても当委員会として何らかの対応が必要という見解も聞かれる<sup>2</sup>。この点、本年6月に当委員会が公表した修正国際基準（JMIS）の「公表にあたって」において、別紙2の記載がされている。
6. わが国におけるIFRSの適用上の課題は、企業やその取引が置かれている状況や性質が必ずしも一様ではないため、通常は、個々の企業と監査人との間で解決されるもので

---

<sup>1</sup> 2014 年度においては、年次改善プロセスを通じた修正のほか、4 つの限定的な修正が公表されている。

<sup>2</sup> わが国において生じる課題への対応については、当委員会は、過去に「IFRS 実務対応グループ」を組成し、課題の収集及び検討、IASB スタッフとのコミュニケーション等を行っていたが、現在は実質的にこれに関する活動を行っていない。

あるが、当該課題が多くの企業にとって共通のものと考えられる場合、当委員会としての対応が必要という見解もある。この点、当委員会として何らかの対応を行う場合、課題の性質に応じて、主に次の方法が考えられる<sup>3</sup>。

- (1) IFRS 適用上の課題に関する主な関係者による理解の共有を促すこと
  - (2) IFRS 解釈指針委員会に当該課題のサブミッションを行うこと（日本として対応すべきと考えられた課題に限る。）
  - (3) IFRS解釈指針委員会による当該課題に関する却下通知の公表後、わが国において個別対応を図ることを検討すること（IASB及びIFRS解釈指針委員会において、必要において、各国において個別対応がなされるべきとされた場合<sup>4</sup>）
7. なお、上記のような取組みを進めていく場合、次の点について、関係者による理解の共有を図ることが必要と考えられる。
- (1) IFRS 解釈指針委員会における議論を含め、国際的な議論を十分に踏まえることが必要であること（例：IASB 及び IFRS 解釈指針委員会において却下通知が公表されていない限り、国内におけるガイダンスは作成しないこと等）
  - (2) IFRS 解釈指針委員会に対するサブミッションを当委員会として行う場合、主な関係者の間で、サブミッションを行うことについて広く合意が得られていること

### III. 専門委員会の設置

8. 上記を踏まえ、次の事項について検討を行う専門委員会（以下「IFRS適用課題対応専門委員会」という。）を新たに設置することが考えられる。同専門委員会の概要については、次の通りとすることが考えられる。
- (1) 目的：
    - ① IFRS解釈指針委員会の議論の適時なフォロー
      - IFRS解釈指針委員会における毎回の審議内容の確認、及び、暫定的却下通知（該当がある場合）に対してコメントレターを送付すべきか否かの検討
      - IFRS解釈指針委員会による検討を通じてIASBより解釈指針、年次改善及び限定的な基準の見直しに関する公開草案が公表された場合、これらに対するコメントレターの作成
      - IFRS解釈指針委員会事務局から当委員会への論点の照会への対応<sup>5</sup>（照会期限

<sup>3</sup> 類似する取組みは、カナダで「IFRS Discussion Group」を組成する形で行われている。

<sup>4</sup> 2014年4月に公表されたIASBと他の会計基準設定主体との間の憲章第47項から52項参照。

<sup>5</sup> IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック（第5.16項）では、「IFRS解釈指針委員会は、通常、関係者から照会された論点について、各国の基準設定主体及び会計基準設定に関与している地域団

との関係から、専門委員会においては、主に回答内容について報告を予定している。) )

② わが国におけるIFRSの適用上の課題に関する議論（必要に応じて）<sup>6</sup>

- わが国におけるIFRSの適用上の課題について、特に関係者による理解の共有を図るべきものがあるかどうかについて確認すること
- 必要に応じて、IFRS解釈指針委員会に対して論点のサブミッションを行うべきかについて検討を行うこと
- 提出した論点についてIASB及びIFRS解釈指針委員会から却下通知が公表された場合、わが国において個別対応（ガイダンスや教育文書の公表を含む。）を図る必要があるか否かについて検討を行うこと<sup>7</sup>

(2) メンバー等：作成者（IFRS適用企業等）4名、監査人4名、利用者1名（このほか、鶯地理事にオブザーバーとして参加いただくことを予定している。）

(3) 開催頻度：2ヶ月毎（IFRS解釈指針委員会開催後、1カ月後を目途）

(4) 会議の公開：原則として公開とする<sup>8</sup>。

(5) 親委員会との関係：

- 当専門委員会における議論については、「IFRS解釈指針委員会の議論の適時なフォロー」及び「わが国におけるIFRSの適用上の課題に関する議論」の双方について、適時に、親委員会に報告を行う。
- 「IFRS解釈指針委員会の議論の適時なフォロー」の関係で、IASBやIFRS解釈指針委員会に対するコメントレターを含め、外部に対して当委員会としての見解を表明する場合、親委員会においてコメントレターの内容について審議を行う。
- 「わが国におけるIFRSの適用上の課題に関する議論」の関係で、当委員会がとりまとめ役となりIASBにサブミッションを行うのみで、当委員会としての見解を表明しない場合、専門委員会の審議のみとし、親委員会に報告を行う。

---

体に意見を求める。」とされている。これまで、当委員会では、事務局から、大手監査法人に対して各論点についてわが国で一般的な実務について照会を行ったうえで、適宜、これらに対して回答を行っている。

<sup>6</sup> 指定国際会計基準と修正国際基準の双方を対象とすることが想定される。

<sup>7</sup> 仮に指定国際会計基準に関するガイダンスの公表を行うこととなった場合、制度の所管官庁と協議を行うことが考えられる。

<sup>8</sup> 議題の性質に照らして、非公開とすることが適当と考えられた場合、例外的に非公開での開催とすることも考えられる。

また、仮にガイダンスや教育文書を公表することとなった場合、親委員会において審議を行う。

- (6) 設置時期：関係者による合意が得られ次第、速やかに設置することを予定している。(2015年9月～10月に第1回会議を開催予定)。

#### IV. 参考資料

9. IASBの作業計画 (IFRS解釈指針委員会による活動を含む。) (2015年7月31日現在)

##### ディスカッション・ポイント

「IFRS 適用課題対応専門委員会」の設置について、ご審議いただきたい。

以 上

(別紙1)

### IFRS解釈指針委員会による論点の取り上げの決定に関するプロセス

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック（第5.16項）では、IFRS解釈指針委員会は、関係者から照会された論点について、対処すべきか否かについて、次の事項を勘案のうえ、決定することとされている。

- (1) 広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を与えているか又は与えると予想されるか否か
- (2) 多様な報告方法の解消又は削減を通じて、財務報告が改善されるか否か
- (3) 既存の IFRS 及び概念フレームワークの枠内で効率的に解決できるか否か

IFRS解釈指針委員会が、議論の結果、ある項目を作業計画に加えることを予定しない場合には、これをIFRIC Update及びIFRSのウェブサイトで「暫定的却下通知」として公表し、当該事項に関するコメント（コメント期間：通常、最低60日間）を求めることとされている。IFRS解釈指針委員会は、寄せられたコメントを検討した後、「却下通知」の公表、当該論点の作業計画への追加又はIASBへの照会のいずれかの方法を採用することとされている（IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック 第5.22項）。

(別紙2)

### 修正国際基準の「公表にあたって」からの抜粋

#### 会計基準の適用、解釈に関する項目

35. 会計基準の適用、解釈に関する項目については、例えば、「有形固定資産に関する減価償却方法の選択（定率法、定額法の選択）（IAS 第 16 号）」、「相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定（IFRS 第 9 号）」、「子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）」などが抽出された。公開草案の公表時は、これらについて「削除又は修正」を行わず、ガイダンスや教育文書の作成を検討することを提案した。

36. 前項の公開草案における提案に対して、ガイダンスや教育文書を作成することを支持する意見が多く聞かれた一方で、修正国際基準としてガイダンスや教育文書を公表するのではなく、指定国際会計基準でも適用することができるようなガイダンスや教育文書を作成すべきという意見や修正国際基準としてガイダンスや教育文書を公表した場合における指定国際会計基準への影響を懸念する意見が聞かれた。

寄せられた意見を踏まえて審議を行った結果、ガイダンスや教育文書については、指定国際会計基準に関する実務への影響を勘案し、検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準の双方とするかも含めて、今後さらに検討を行っていくこととした。

なお、基準の適用にあたって遵守することが求められるものをガイダンス、基準の適用にあたって参考となるものを教育文書と整理し、ガイダンスについては、実質的な「削除又は修正」とならないよう留意しつつ、国際的な議論と整合させるために、IFRS を採用している諸外国における取組みを参考として、IFRS 解釈指針委員会への論点の提出や IFRS 解釈指針委員会で取り上げられなかった場合の対応を含めた具体的な検討プロセスのあり方について検討を行っていくこととした。また、教育文書に関しても、実質的な解釈とならないように留意しつつ、IFRS の基準に対する実務的な対応方法などについて公表することを検討することとした。

以上